

助成金等交付における暴力団排除条項

公益財団法人 芳賀文化財団

(反社会的勢力の排除)

第1条

当財団は、下記に該当する者に対しては、助成金・懸賞金を交付しない。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるモノ（以下、「暴力団員等」という）
- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- (4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- (5) 暴力団員等に対して資金等を供与し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- (6) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有する者
- (7) 自らまたは第三者を利用して、次の各号のひとつにでも該当する行為をおこなさないことを確約する。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風情を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

(推薦者等の誓約書の提出)

第2条 当財団が助成金・顕彰金の交付をするときは、推薦者・申請者及び交付金受領予定者に誓約書を添付させることができる。但し、推薦者が地方公共団体である場合はこの限りではない。

(決定の取消)

第3条 交付金受領者が第1条の規定に違反して助成金・顕彰金の交付を受け、または受領者が助成金・顕彰金交付後に第1条の規定に違反した場合には、当財団は、助成金・顕彰金の交付を取消し、交付金の返還を求めることができる。

(損害の賠償)

第4条 前条の規定により決定の取消が行われた場合において、当財団に損害が生じた場合には、交付金受領者は当財団に生じた損害の賠償をしなければならず、交付金受領者は当財団に対していかなる場合にも何らの請求をすることはできない。